9. 危険物・防災・保安分野

危険物・防災・ 保安(1)	保安規制の一元化		
規制の現状	一昨年、保安四法整合化実務者検討委員会が設置され、現行法規の枠内での保安四法の合理化、整合化の検討はなされたが、法改正などを伴う抜本的な合理化・整合化の検討はなされていない。		
要望内容と要望理由	(要望) 石油コンビナート事業所の保安確保のあり方について、つぎの観点から関係各法の枠を超えた検討を行う整合化委員会を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。・国際整合性のとれた保安規制とする。・性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。・一層の自主保安を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。・事務手続きの迅速化、電子化を推進する。 (理由) コンビナート事業所の各機器は全体でひとつのシステムとして機能する。現在の保安諸法はこれを高圧ガス、危険物、圧力容器、レイアウト等に分けて規制しており、プラント全体の総合的保安確保の目的にはそぐわない。これを事業者が自主的に法規の隙間を埋めながら管理している。また、事業の国際化が進んでおり、事業者は柔軟な技術基準の採用が必要になっているが、規制対象が技術基準に及んでおりその制定・維持管理に官民とも多大な労力と費用を要している。		
規制の根拠となる関係法令等	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、石油コンビナート等災害防止法 (電気事業法)		
所管官庁	経済産業省原子力安全・保安院、		

危険物・防災・ 保安(2)	保安法令の重複適用の排除				
規制の現状	装置を構成する設備までが複数の法令によって規制を受けている。				
要望内容と要望理由	(要望) 装置を構成している一つ一つの機器・設備が複数の法令が重複して適用されないように各法の適用範囲に係る指定基準を策定してほしい。無理なら設備に適用される適用法令の多寡で装置ごとに一括して適用する法律を決めていただきたい。 (理由) 石油精製,石油化学のプロセスは貯蔵タンクを除いてほとんどが気液混合の大気圧を超える状態であるため消防法と高圧ガス保安法あるいは消防法と労働安全衛生法とが複数適用されており、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等が2重になっている。(なお、高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)大気圧以上の機器を消防法は"圧力タンク"として規制して、高圧ガス保安法は"ガス設備、高圧ガス製造設備"として規制して、労働安全衛生法は"圧力容器"としてそれぞれ名称を異にして規制している。本件は「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者連絡会」において保安四法の重複適用を排除し、整合化・合理化を進めることに基づいた事項である。				
規制の根拠となる 関系 法令等	消防法 第2条、高圧ガス保安法第2条、 労働安全衛生法施行令第1条				
所管官庁	消防庁 経済産業省 厚生労働省	担当課等	危険物保安室、特殊災害室 原子力安全保安院保安課 安全衛生部安全課		

危険物・防災・ 保安(3)	ボイラー等の性能規定化の促進【新規】			
規制の現状	保安四法の各規則等で詳細を仕様規定している技術基準については、順次性能規定化が促進されているところである。しかし、労働安全衛生法のボイラーおよび圧力容器等の構造規格に係る性能規定化については、平成13年度から具体的措置の検討がなされていることとなったが、その考え方、スケジュール等の内容について明確に示されていない。			
要望内容と要望理由	(要望) ポイラーおよび圧力容器等に係る性能規定化について、現行の関係規則そのものを性能規定とするとともに、詳細に仕様規定した構造規格については例示基準化する。現在進められている性能規定化に係る平成13年度からの具体的措置の検討について、性能規定化の考え方・スケジュール・進捗状況等の内容を示して頂きたい。 (理由) 関係規則を性能規定とし、構造規格を例示基準化することは、新しい材料、構造、設計思想の採用を容易にし、国際化している技術基準を的確に採用するために必要不可欠なことである。 国際化している技術基準であるASME新規格等の採用が可能となれば、機器の内容物等によって適用国内法規が異なるという法規間ギャップの回避が可能となる。また、機器調達等が容易となることから過剰な設備製作費および保全費の負担を避けることが可能となる。			
規制の根拠となる関係法令等	規制根拠法令等: ボイラー及び圧力容器安全規則(S47.9.30 労働省令第33号) ボイラー構造規格を定める件 (H1.9.30 労働省告示第65号) 圧力容器構造規格を定める件 (H1.9.30 労働省告示第66号) 関係法令等: 労働安全衛生法 第37条第2項、第42条			
所管官庁	厚生労働省	担当課等	安全課	

危険物・防災・ 保安(4)	危険物保安技術協会の民間検査機関への門戸開放【新規】			
規制の現状	市町村長は 500KI 以上の屋外貯蔵タンクのタンク本体及び基礎地盤が 技術上の基準に適合しているかどうかの審査を協会に委託することが 出来る。(設計審査) 市町村長は 1,000KI 以上の屋外貯蔵タンクの工事の工程毎に基礎地 盤、溶接部が技術上の基準に適合しているかどうかの審査を協会に委 託することできる。(完成検査前検査) 市町村長は 10,000KI 以上の屋外貯蔵タンクの底板部の板厚及び溶接 部が技術上の基準に適合しているかどうかの審査を協会に委託するこ とができる。(保安検査)			
要望内容と要望理由	(要望) 危険物保安技術協会の審査・検査業務を民間機関への門戸開放を実現させるための指定要件を早急に公表していただきたい。 (理由) 非破壊検査技術は海外では日進月歩である。屋外貯蔵タンクの検査の高度化を図り、一層の安全性を確保するためには先端検査技術を有する民間検査機関の参入は必定である。検査技術の進歩を促すためには競争原理の導入は必要である。 民間検査機関の門戸開放は「石油コンビナート保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の結論事項(平成12年11月)になっている。 高圧ガス保安法における完成検査及び保安検査については、既に民間に開放しており、既に25機関が指定を受け、そのうち16機関は株式会社である。労働安全衛生法の検査代行機関については、平成12年6月、営利法人等も一定の要件を満たせば指定が受けられるよう省令改正、施行通知が出されている。 危険物保安技術協会が創設された際の国会質問では、法規定上"委託できる"とあり、当協会のみに独占的に業務委託するものではないとの消防庁の答弁であったが、その後四半世紀にわたって民間検査機関の参入実績はない。			
規制の根拠となる関係法令等	性能評価業務に係る手数料が世間の常識を超えた額を示されることがある。 消防法第11条3(審査の委託)、同第14条の3第3項(保安検査の委託) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3(危険物保安技術協会への委託)			
所管官庁	消防庁 担当課等 危険物保安室			